

地 域 再 生 計 画

1 . 地域再生計画の名称

いきがい（行きがい・生きがい）のある環境にやさしい町づくり計画

2 . 地域再生計画の作成主体の名称

大分県、杵築市

3 . 地域再生計画の区域

杵築市の全域

4 . 地域再生計画の目標

杵築市、山香町、大田村の1市1町1村で合併した杵築市は、大分県の北東部、国東半島の南部に位置し、東に伊予灘、南に別府湾と、東南部は眺望の美しい海岸線となっており、白砂青松の奈多・狩宿海岸、豊後天の橋立と呼ばれている住吉浜や守江湾の広大な干潟、そしてそこに生息する「生きている化石カブトガニ」などの豊かな自然や往時の面影を今なお残す武家屋敷や商家など観光資源は豊富である。また北西部は、なだらかな山々に囲まれた自然豊かな山間地を形成しており、豊かな森林と美しい田園が広がる農林水産業を基幹産業とした地域である。

農業は、ほ場、農道、用水路といった基盤整備を推進していく中、耕畜連携を基本とした環境にやさしい安全・安心な農畜産物の提供ができる産地づくり、柑橘・米・肉用牛等のブランド化及び産地直販を基本とした「地産地消」を推進している。

成育途上の森林が多くある中、林業は木材生産を目的とした経済林の育成とともに、災害防止や水源のかん養など公益的機能を高めるための森林保全を推進している。

また観光面では、広域的な観光ルートの開発や情報発信力を進め、市の魅力を積極的にアピールしている。

本地域の土地形態は、山林・原野が約60%を占めており、市域をほぼ貫流する八坂川をはじめとして域内の支流の川が多様な平野や盆地を形成している。道路網は、支流に沿って形成されており、地域をつなぐ道路整備が遅れている状況である。

このため、各集落を結ぶ路線も少なく、市民生活の利便性や住民間交流、地域産業の発展等を図るためにも道路整備が必要となっている。

以上のことから、地域再生基盤強化交付金を活用した道路整備と併せて地域環境保全型農業推進総合整備事業及び都市公園事業を取り組むことにより、高速道路等を含めた広域交通網の体系的な整備が図れるとともに、地域の活性化のポテンシャルが高

められ、本地域の基幹産業である農林業振興とスポーツ振興を目指した地域再生を図る。

(目標1) 市道、林道整備により地域間を横断的に結ぶことによる交通網整備(農業文化公園、エコランド山香のアクセス時間10分以上短縮)

(目標2) 市道、林道整備により地域を横断することによる農林業従事環境及び生活環境の改善(集落及び森林等へのアクセスを自動車により移動可能とし、アクセス時間30分以上短縮)

(目標3) 市道、林道整備により合併後の周辺地域と市内中心部・各庁舎とのアクセス時間短縮(市内周辺地域と中心部・各庁舎へのアクセス時間を約10分短縮する)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

供用開始した「県道山香院内線」・「林道迫田西仲尾線」と計画中の「県営エコランド山香地区地域環境保全型農業推進総合整備事業」で整備を予定している仮称「農道エコランド山香線」に併せて、「林道津山西鹿鳴越線」と「市道瀬口松尾線」を集中的に整備することにより大分農業文化公園及び大分道ICから直線的に結ぶ道路を完成させる。また、森林へのアクセスを確保し、森林整備のための基盤整備を図ることとする。

併せて「市道杵築市総合公園線」・「市道灘手横断線」を整備することにより集落間の交流と連携を図る。さらに「下本庄ライスセンター線」ほか6路線を整備することにより農林業振興と生活環境の改善を図る。

(5-2) 法第四章の特別措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・ 市町村道：道路法に規定する市町村道に下記のとおり認定済み。

| | | |
|-------------|-------|----------|
| 瀬口松尾線 | 昭和57年 | 3月17日認定 |
| 灘手横断線 | 平成15年 | 12月19日認定 |
| 杵築市総合公園線 | 平成15年 | 12月19日認定 |
| 下本庄ライスセンター線 | 平成16年 | 12月20日認定 |
| 尾迫藤ヶ花線 | 平成17年 | 9月28日認定 |
| 鍛冶屋線 | 昭和57年 | 3月17日認定 |
| 重永吉野渡線 | 昭和57年 | 3月17日認定 |
| 大重見線 | 昭和57年 | 3月17日認定 |
| 美野崎線 | 昭和57年 | 3月24日認定 |
| 小猪尾線 | 昭和57年 | 3月24日認定 |

- ・ 林 道：津山西鹿鳴越線
大分北部森林計画書(計画期間:平成16年4月1日～平成26年3月31日)
に登載済み。

[施設の種類(事業区域)、実施主体]

- ・ 市道(杵築市) 杵築市
- ・ 林道(杵築市) 杵築市

[事業期間]

- ・ 市道(平成18～22年度)
- ・ 林道(平成18～22年度)

[整備量及び事業費]

- ・ 市道6.47km、林道1.4km
- ・ 総事業費 1,680,000千円(うち交付金840,000千円)
- (内訳)市道 1,440,000千円(うち交付金720,000千円)
- 林道 240,000千円(うち交付金120,000千円)

(5-3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、以下の事業を一体的に行う。

- ・ 地域環境保全型農業推進総合整備事業
堆肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を行う農業生産方式
の浸透を図る。
土づくり施設整備
農道整備
- ・ 都市公園事業
スポーツ振興拠点としての機能の拡充・充実を図り、かつ、市民の憩いの場・
遊び場などのアメニティー空間の確保を図る。
体育館施設整備
多目的広場整備

6. 計画期間

平成18年度～平成22年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については事業関係部署において、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握し公表する。また達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし